朝霞市公用車有料広告掲出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、朝霞市が使用する公用車に掲出する有料広告物（以下「広告物」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（掲出基準）

第２条　掲出できる広告物の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業の宣伝に係るもの

(3) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項の貸金業の宣伝に係るもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 美観風致を害するおそれのあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告物として掲出することが適当でないと市長が認めるもの

（掲出期間）

第３条　広告の掲出期間は、６か月以上１年以内とし、当該期間内においては１か月単位で申請できるものとする。

（掲出位置、規格及び料金）

第４条　広告物の掲出位置、規格及び料金は、別表のとおりとする。

（申請）

第５条　広告物の掲出を希望する者は、朝霞市公用車広告掲出申請書（様式第１号）に掲出しようとする広告物の原稿を添えて、市長に申請するものとする。

２　広告物の申請は、１台から申請できるものとする。

（審査）

第６条　広告物の掲出を希望する者は、市の審査を受けなければならない。

２　審査に関する事務は、総務部財産管理課長が所掌する。

（掲出の決定）

第７条　市長は、広告物の掲出の可否を決定したときは、その結果を申請者に朝霞市公用車広告掲出可否決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　前項の決定を受けた申請者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに、掲出しようとする広告物を市長に提出するものとする。

（広告掲出料の納付）

第８条　広告掲出料は、掲出の決定後、市長の指定する期日までに、一括して前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（埼玉県屋外広告物条例の許可）

第９条　広告主は、掲出の決定後、埼玉県屋外広告物条例（昭和５０年埼玉県条例第４２号）に基づく許可を受けるものとする。この場合において、許可申請費用は、広告主が負担するものとする。

（広告主の責任等）

第１０条　広告の作成は、広告主の責任において行い、その費用は全て広告主が負担するものとする。

２　広告主の責によらず広告が破損した場合、市が速やかに修繕等の対応を行うものとする。

（掲出の取消し）

第１１条　市長は、広告物の掲出を決定した後、広告が第２条各号のいずれかに該当することが判明したとき又は指定する期日までに広告掲出料を納入しなかったときは、広告物の掲出を取り消すことができる。

（広告掲出料の還付）

第１２条　市長は、広告物の掲出を決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告物を掲出することができなくなったときは、広告掲出料を還付するものとする。

２　市長は、広告物の掲出を開始した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告物を掲出することができなくなったときは、広告掲出料を日割りで還付するものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１２日から施行する。

別表（第４条関係）

掲出位置	規格等	料金 （１台につき）

車両後部座席ドア（両側）	（掲載サイズ） ５０ｃｍ×５０ｃｍ程度の四角形 （種類） マグネットシート	月額　５，０００円
車両後方バックドア	（掲載サイズ） ２０ｃｍ×７０ｃｍ程度の四角形 （種類） マグネットシート	月額　２，０００円

様式第１号（第５条関係）

朝霞市公用車広告掲出申請書

年　　月　　日

（宛先）朝霞市長

申込者　住所
名称
代表者名
電話番号

朝霞市公用車有料広告掲出要綱第５条に基づき、次のとおり申請します。

記

掲出希望台数			
掲出希望箇所	□車両後部座席ドア　　□車両後方バックドア		
掲出希望期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
広告掲出料	円		
広告主の名称（代表者名）			
所在地			
業種			
担当者氏名		連絡先	
広告内容及び仕様			

様式第２号（第７条関係）

朝霞市公用車広告掲出可否決定通知書

年　　月　　日

様

朝霞市長　　㊞

年　　月　　日に申請のあった朝霞市公用車広告掲出申請については、次のとおり決定したので、通知します。

決定の内容	
決定の理由	
掲出期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
担　　当	部　　課　　係 電話番号　　内線
備　　考	